2 今後の予定について

都市計画の手続き

平成29年

住民説明会
2月18・19日

都市計画の案の縦覧
2月22日
～3月8日

本日の都市計画審議会
3月9日

復興整備協議会
3月22日

3月23日 都市計画の公表（決定）

中野地区復興産業拠点整備事業の実施

都市計画の決定後、都市計画事業として認可を得て、事業を実施します。

双葉町 都市計画審議会 説明資料

平成29年３月９日

復興拠点整備と都市計画について

■双葉町では、町内の中野地区を復興拠点として位置付け、「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し、町への人の流れを創出します。
（「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」平成28年12月）

■中野地区復興産業拠点は、その円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備します。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」とは？
→復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設です。この内、中野地区には、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設を定めます。

■「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に定めると？
→町は、福島再生加速化交付金を活用し、国費による整備が可能となります。
→地権者（土地等の提供者）の皆様は、税制上の特例措置の対象となります。
→都市計画決定後は、建築行為に制限がかかり、計画的な町づくりに寄与します。

本日の議題と説明内容

■本日の議題

中野地区復興産業拠点の双葉町の都市施設としての決定について

■説明内容

1 都市計画の案の概要
（1）名称、位置・区域、面積
（2）施設の位置及び規模
2 今後の予定

1 都市計画案の概要について

（1）名称、位置・区域、面積

①名　　称：中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
②位置・区域：双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、舘ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田
③面　　積：約 49.6 ヘクタール

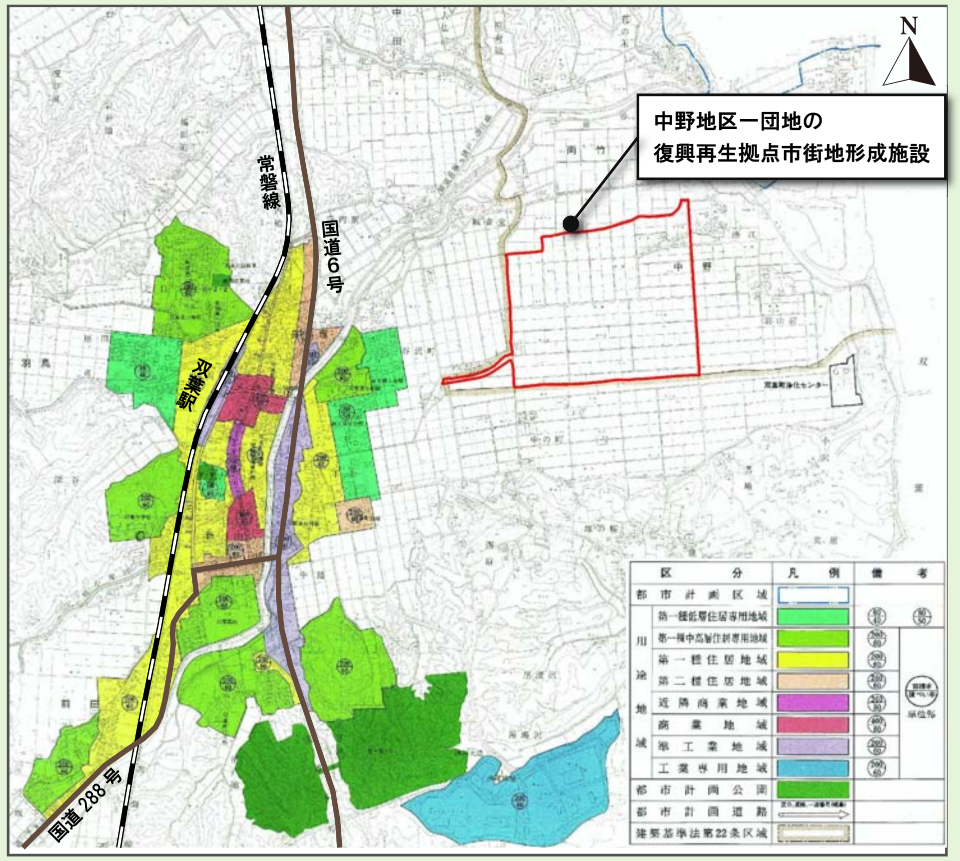

（2）施設の位置及び規模

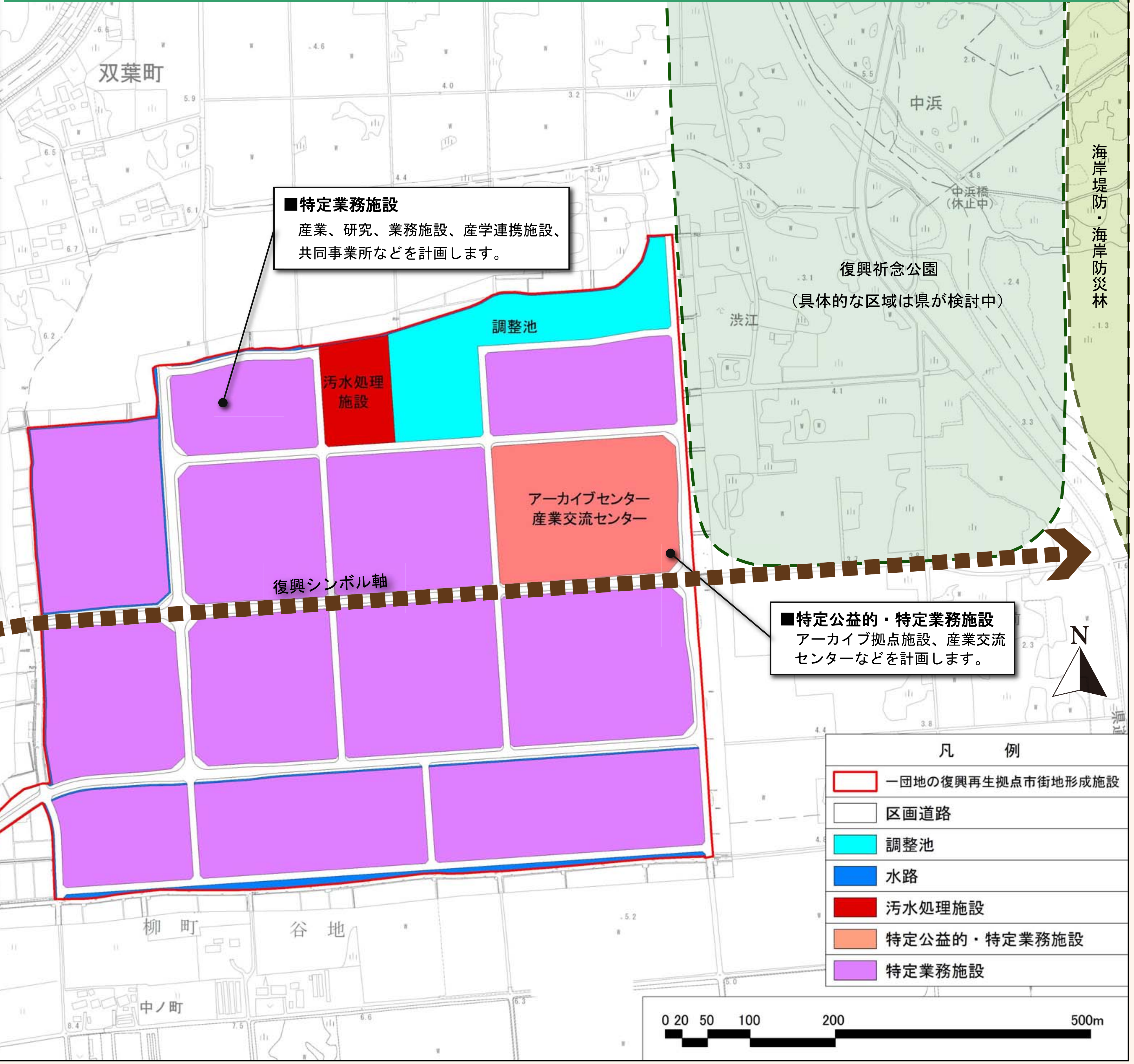

※この計画は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。